

市第45号議案「横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる 建築物に関する条例の一部改正」について

1 改正の概要

「郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成19年政令第235号)」により、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(バリアフリー法施行令)」が改正されたことに伴い、これを引用する「横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例(建築物バリアフリー条例)」の一部を改正します。

2 改正内容

「バリアフリー法施行令」第4条第16号及び第5条第15号に規定される「郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗」のうち、「郵便局又は」が削られることに伴い、これを引用して規定する「建築物バリアフリー条例」別表においても同様に「郵便局又は」を削ります。

(建築物バリアフリー条例(抜粋))

別表(第4条)

	(あ) 特別特定建築物	(い) 床面積の合計
(旧)	郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	300平方メートル
(新)	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	300平方メートル

なお、「郵便局」は今後「銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗」のひとつとなるため、削除されることによる法令等の適用関係は従前と変わりません。

3 施行日

郵政民営化法の施行日と同じ本年10月1日に施行します。